



会務通信

会員数/個人会員 1,028 名 法人会員 67 法人 (3月1日現在)



撮影：三浦 祐紀

INDEX

◆ 広報活動を通して	副会長 大岩 芳伸	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.74		3
◆ 新入会員業務研修会報告	名古屋北支部 宮川 啓 岡崎支部 佐藤 秀樹	5
◆ 第4回定例研修会報告	研修部部員 小関 直人	7
◆ 突撃!となりの調査士事務所 vol.11	広報委員 岡田 厚子	8
◆ 事務局からのご案内		10
◆ 編集後記		13

広報活動を通して

副会長 大岩 芳伸



会員の皆様におかれましては、日頃、本会の業務、運営に対しましてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。広報活動に携わらせていただき4年が過ぎました。担当当初は、どうしたら私たち土地家屋調査士の業務内容や資格制度が国民の皆様を知ってもらえることができるかを考えていました。そのことと同時に、受験者数を増やし、調査士登録者も増やしていくことも考えていました。私が思っていた広報活動は、調査士目線であったため、どのようにしたら国民を知ってもらえるか、また伝わるかということにあまり意識が向いていませんでした。

当時、広報活動をどのように進めていったら相手に伝わるかということを考えてみました。第三者的視点から私たちの広報活動にアドバイスをもらえる専門家に依頼したらどうかという意見がありました。広報部で協議を重ね、専門家とコンサルタント契約を結び、月に1回の広報戦略 Zoom 会議でアドバイスをもらいながら広報活動を進めていくことになりました。

私が一番驚いたのは、まず広報活動をするのに対し伝えたい相手を決め、どのようにしたら相手に伝わるかを教えてもらったことでした。次にどのように活動したら伝えたい相手の気持ちが動くかということも教えてもらいました。広報部及び広報戦略 PT 会議で立案したポスターやパンフレットを広報戦略 Zoom 会議で提案しその都度、専門家からアドバイスをもらい、協議を重ねたうえで、ポスターやパンフレットを作成しました。

業務部と広報部で作成しました「立会啓発ポスター」は、官公署との連名で「お隣さんとの土地の境界線は明確ですか？」と題し、隣接地土地所有者へ積極的に土地境界立会に参加していただく内容で作成しました。

また、今回お配りする「境界立会パンフレット」は、隣接地土地所有者に対して、土地境界立会の必要性を Q&A 方式で作成し、私たちの調査業務についても分かりやすく説明しています。このパンフレットは全会員に1部ずつ配布し、当会ホームページからダウンロードもできますので、ぜひご活用ください。HP>会員の広場>ダウンロード>業務に関する書式様式集>境界立会パンフレット



4年間広報活動に携わらせていただきましたが、とても奥深いものがありました。これからも調査士制度の発展と私たち土地家屋調査士の知名度向上にむけて、次年度も広報部、広報委員会、広報戦略 PT 一同、一丸となって広報活動を進めてまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.74

今号は、当センターの運営委員会に3年間携わってきた天野直秋会員による、センター運営委員の経験からみたADRの活用法について報告させていただきます。

ADRの活用について

運営委員としてあいち境界問題相談センターに参加してから早いもので3年程が経ちました。日々、当センターの活用を念頭に置きつつ、業務に励んでおります。

委員の役割の一つとして本会の水曜無料相談でADRに関する応対が必要な相談者に対し、ADRの趣旨、申立手続きの説明をしています。年間10件程の相談があり、そのうち数件が申立てに至っております。

応対した相談の概容は、「現在の境界位置が先代から聴いていた内容と異なるが、隣接地所有者は話し合いに応じてもらえない」、「相異なる複数の確定図面に基づいた境界標が存在し、本当の境界が分からない中、一方的に隣接地所有者から建造物の撤去を求められた」、「隣接地所有者から境界確認の協力を求められ、立会・確認したが、別の箇所に境界標が存在した」等です。

相談者はADRでの解決を求めて来訪されますが、趣旨を確認し、ADRの利点や難点を説明し、他の解決手続も含めたお話しをすると、他の解決方法を検討される方もいらっしゃいます。境界問題を含めた紛争が解決されることが一番大切なことであり、紛争の実態に即して適切な解決手続（手段）を相談者の方と一緒に考えるのが運営委員です。

申請件数を比較すると筆界特定を選択する土地家屋調査士が多いと感じますが、ADRが和解、つまり当事者がお互いに譲歩して紛争を解決するものですので、「相手方の言い分は聞かない」といった案件では活用し辛いところがあるのが影響しているのかもしれませんが、ただ、申立があれば、運営委員が相手方にADRの手続や目的を説明して調停に応じるように説得し、応じていただける場合もありますし、筆界特定では境界問題が「所有権の確認」に至った場合には、完全な解決方法にはなりませんから、筆界特定を選択する前にもう一度、紛争の実体をよく検討してみることも必要だと思えます。

「所有権の確認」までの問題となった場合は、弁護士に依頼し訴訟にて解決する、という方法もありますが、今後も隣接関係が継続するような案件では、必ずしも訴訟が妥当であったとは限られないのではないのでしょうか。

ADRは、調停人が中立の立場で行い、敵対的なものではないため、当事者の主張に対して案件の

内容に沿った穏当な解決が可能で、土地家屋調査士の職務の性質と一致し、その延長線上にあるものと考えております。

訴訟に進む前に、一度、ADRの申立てを検討されてはいかがでしょうか。

実際、ADR申立てに至った案件では当事者の一方に弁護士が携わる中で、趣旨、手続きに円滑なご理解をいただいております。

法務局での相談、本会無料相談、市民相談での説明・周知もあり、一般の方からも相談を受ける機会もあり、少しずつですが境界問題の解決手段の1つとして認知されていることを感じます。

境界問題に直面し、業務に支障が出て、お困りのことはございませんか？

境界の問題が長期化し、隣人関係が複雑化する前に是非ともお近くの運営委員にご相談いただけたらと存じます。

(あいち境界問題相談センター運営委員 天野 直秋)

(あしがき)

令和6年度は、数件の申立てがありました。まだまだ筆界特定に比べると会員の方々の活用が少ないかと思っております。愛知会全会員の中で、ADRに関係していない会員がどれだけADR制度を理解しているのか、まだまだ周知が必要な制度であると思っております。運営委員の役割は、申立案件について、相手方に応諾していただけるようADR制度の説明をすることです。当センターにおいても、運営委員が相手方宅を訪問するなどし、日々応諾率の向上に努めております。今年度もセンターニュースを通じてADRの情報をいろいろ発信しますので、よろしくお願ひします。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

新入会員業務研修会報告

日にち：令和7年1月31日（金）～2月1日（土）
場 所：KKRホテル名古屋

2日間にわたり行われた『令和6年度新入会員業務研修会』に参加させていただきました。新入会員業務研修にご参加の皆様2日間にわたる研修お疲れ様でした。また、新入会員業務研修会の開催に際し、愛知会の役員の皆様にはご多忙のなか、多大なるご尽力と、貴重なお時間を割いて熱心にご指導いただき、ありがとうございました。



1日目の座学研修では「土地家屋調査士の倫理と現状分析」、「数値資料のある地域の土地境界について」など土地家屋調査士として大事な事をご講義いただきました。2日目の「適正な業務と正当な報酬について」も自分が出した報酬について、きちんと説明できることは最低限必要な事であり事務所を運営する上で大変ためになる内容でした。



各グループに分かれての立会実習では、1日目に立会準備、画地調整など行いました。班の中の皆さんの考え方や査定方法等々を伺うことができ、普段ほかの方の業務をみる機会がないのでとても勉強になりました。

2日目の立会実習ではホテル内に再現された現場に立会い用の仮点を設置し、各支部長が演じる隣接地所有者と模擬立会いを行いました。模擬立会では検討が不十分なところや想定外の質問等があり、たいへん難しいものでした。やはり何事にも準備が必要だと痛感しました。

また、隣接土地所有者への説明においては、明確な根拠をもって説明することが必要ではありますが、専門的な用語は極力使用しないこと、隣接の方のご納得がいただけない場合には一旦こちらが引くことも必要だと感じました。今回の研修は立会い経験が全くない方から経験を積まれた方まで、幅広い新入会員が参加しましたが、どのグループも経験豊富な支部長から立会いのアドバイスをご教示いただいたので、貴重な経験を得ることができたと思います。

これから土地家屋調査士として業務をするうえで、物事を柔軟にとらえ、幅広い視点をもって公平な立場からたくさんの提案ができるスキルが大事だということを諸先輩のお話を聞いて強く感じました。研修で得た貴重な経験を忘れることなく、これからの土地家屋調査士業務に取り組んでまいります。また、短い時間ではありましたが、今回の研修を共にした仲間と諸先輩方との出会いはかけがえのないものとなりました。ありがとうございました。



（名古屋北支部 宮川 啓）

新入会員業務研修会報告

日にち：令和7年1月31日（金）～2月1日（土）

場 所：KKR ホテル名古屋

岡崎支部の佐藤秀樹と申します。この度は、会長、副会長、支部長をはじめ、研修担当の皆様、お忙しい中、研修の準備をしていただき、心より感謝申し上げます。諸先輩方から、実務に直結する貴重なご講義を拝聴する機会をいただき、大変ありがたく存じます。また、多くの役員の方々、委員の皆様、事務局の皆様が運営に携わってくださり、後輩である私が本来お手伝いすべき雑務までお引き受けいただき、滞りなくスムーズな進行をしていただきましたこと、誠に恐縮しつつも、心より感謝申し上げます。



座学においては、これまで知らなかった知識を多く学ぶことができ、また実務研修では、CAD メーカー様や販売会社様のご協力のもと、貴重な体験をさせていただきました。このような機会を設けてくださった皆様に、改めて御礼申し上げます。

また、昼食の席をくじ引きとする工夫や、アンケートへの回答に景品をつけるなど、随所に趣向を凝らしていただき、参加者としても大変楽しく有意義な時間を過ごさせていただきました。他の方々のCAD操作を拝見する機会もなかなか得られないため、このような研修が今後さらに増えることを願うほど、有益な学びとなりました。

「隣地をいつか誰かが担当するかもしれない」「近隣をすでに誰かが手掛けているかもしれない」という考えに深く感銘を受けました。今回同期となった仲間、諸先輩方、そして将来この業界に入ってくる後輩の皆様との横のつながりを大切に、ご迷惑をおかけすることのないよう、調査士業務に一層精進してまいります。

さらに、立会研修では模擬立会を行い、経験豊富な会長、支部長から貴重なご意見を頂戴しました。現在、実務で立会を経験しているとはいえ、自分だけでは気づけなかった点を多くご指導いただき、今後の業務に大いに活かしていきたいと存じます。また、報酬についても、自由化が進んでいるとはいえ、算定方法がここまで細かく示されていることに驚きました。今回学んだ知識をもとに、お客様にもご納得いただける説明ができるよう努めてまいります。



今回学んだ研修内容を記憶とともに忘れてしまうのではなく、何度も復習し実務に活かしてまいりたいと存じます。改めまして、今回の研修に関わってくださったすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

（岡崎支部 佐藤 秀樹）

第4回定例研修会報告

令和6年度第4回定例研修会について、以下のとおり報告します。

1 研修内容・講師

「公共用地境界立会の法的な意義とその問題」

講師：愛知学院大学 田中 淳子 教授（愛知会学術顧問）

2 日時・会場・出席者数

日時 令和7年1月14日（火）13:30～

会場 名古屋市公会堂 4階ホール

会場出席者数 221名(補助者3名)合計224名

YouTube 配信

配信日時 令和7年2月10日（月）～令和7年3月31日（月）

WEB アンケート回答数(出席者数)93名

令和6年度第4回定例研修会について、以下のとおり報告します。

当会の学術顧問 田中淳子教授に、公共用地境界立会の法的な意義とその問題について講義していただきました。

我々土地家屋調査士が日々行っている官民境界立会業務の法的な意味を、法律の専門家の立場から丁寧に解説していただき、とても参考になりました。

土地家屋調査士である以上避けては通れない官民境界立会業務を、今後も円滑に遂行していくための有意義な研修であったと思います。



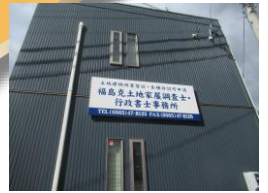
田中淳子 学術顧問

私自身、日常の官民境界立会業務を行う中で、法的な意味についてはあまり深く考えてなかったことを再認識させられました。

今後はその点を反省し業務を遂行したいと思います。また、地域差があることなので、各市町の慣習を把握した上で、調査士として調整力を発揮し立会業務を行う必要があると感じました。

※ アンケート結果は、随時、ホームページ>会員の広場>研修一覧>令和6年度第4回定例研修会に掲載しています。

(研修部員 小関 直人)



01

福島克会員の事務所を突撃！

第11弾は、豊田支部の福島克会員事務所を突撃取材しました！
大きくて立派な事務所です。



父親の勧めで
野球してました



02

業界に入ったきっかけ



法学部出身で教授の勧めで大学院へ行くつもりでしたが、父親の病気であきらめざるを得なくなり、法律系ということで調査士兼行政書士事務所に就職したことがきっかけです。

03

役立つコピー機

用紙を折ってくれたり、閉じてくれたり。力強い相棒です。



人件費が浮きます



事務所内部、広い！

04

仕事のこだわり

調査士だけど・・・話下手。
なので、立会い時の資料をしっかりと用意します。



ワンマンでも
現場は二人



05

いま、大切にしていること

5歳と3歳の娘二人の子育て。
極力時間をとり、一緒にいるように
しています。

イクメン。
土曜日はお稽古事の送迎を
しています。



07

息抜きと趣味 その2



ズバリ、絵画鑑賞！
子供のころに母親の勧め
で絵を習っていました。
名古屋で仕事の隙間時間
があると美術館に行くの
が楽しみです。

06

息抜きと趣味 その1

ズバリ、お酒！
ウイスキーをロックで毎晩！
子供が寝たあと楽しんでます。



絵画を眺める
ことが趣味。
癒しの時間です。



▲事務所に飾られた絵画

08

作業車 その1

これで測量の現場にいきます。



整理
整頓
♪

棚は手作り♪
器用ですね～



09

作業車 その2

カワサキのニンジャ。
仕事で名古屋へ行くときはコレ！
交通渋滞を避けるために最適。
かなり年数を経ているので、ポチポチ買い替える
かも…とのこと。

趣味という
わけでは・・・



☕ 広報委員の感想

福島会員は非常に忙しい中、取材に協力してくださいました。
ありがとうございます。

野球が得意で、スポーツマンである傍ら、法律、絵画に目が
向き、かつ子供さんも大切にしており、福島会員の誠実さが
感じられた取材でした。

(岡田 厚子)



事務所には多くの絵画
が飾られています♪

事務局からのご案内

3月の入会者

やまわき けんと
山脇 賢人 (名古屋西支部)

愛知第 3154 号
〒453-0818
名古屋市中村区千成通 4 丁目 18 番地
渡辺ビル 2 階
TEL 052-481-6924
FAX 052-481-6956

おざき しゅん
尾崎 駿 (東三支部)

愛知第 3155 号
〒441-0105
豊川市伊奈町市場 125 番地 2
TEL 0533-72-2615
FAX 0533-79-4700

えんどう こういちろう
遠藤 巨一郎 (名古屋北支部)

愛知第 3156 号
〒460-0003
名古屋市中区錦二丁目 7 番 18 号
TEL 052-211-7838
FAX 052-211-7839

とだ たいしゅう
戸田 大就 (名古屋東支部)

愛知第 3157 号
〒461-0048
名古屋市中区矢田南四丁目 2 番 9 号
ハイツ K3C
TEL 052-726-5367
FAX 052-726-5368

たかぎ けんいち
高木 建一 (名古屋北支部)

愛知第 3158 号
〒460-0003
名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号
エターナル北山ビル 7F
TEL 052-228-7535
FAX 052-228-7531

やまもと たくや
山本 拓八 (名古屋北支部)

愛知第 3159 号
〒460-0003
名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号
エターナル北山ビル 7F
TEL 052-228-7534
FAX 052-228-7531

さたけ やすひろ
佐竹 康弘 (名古屋西支部)

愛知第 3160 号
〒453-0013
名古屋市中村区亀島 2 丁目 6 番 16 号
大升ビル 2 階
TEL 052-485-4081
FAX 052-485-4082

あらい としゆき
新井 俊行 (名古屋東支部)

愛知第 3161 号
〒465-0008
名古屋市中東区猪子石原三丁目 502 番地
TEL 052-778-7503
FAX 052-778-7502

さとう みつかず
佐藤 允和 (名古屋東支部)

愛知第 3162 号
〒465-0008
名古屋市中東区猪子石原三丁目 502 番地
TEL 052-778-7501
FAX 052-778-7502

うちだ こうすけ
内田 康介 (一宮支部)

愛知第 3163 号
〒491-0842
一宮市公園通五丁目 34 番地 2
TEL 0586-73-1613
FAX 0586-73-5107

3月の入会者

すぎうら りょうすけ
杉浦 僚介 (知多支部)

愛知第 3164 号
〒476-0012
東海市富木島町伏見二丁目 13 番地の 11
TEL 052-829-1065
FAX 052-829-1067

かとう めぐみ (名古屋北支部)

愛知第 3165 号
〒462-0856
名古屋市北区芦辺町三丁目 5 番地 6
TEL 052-914-9419
FAX 052-914-6561

かたおか さとし
片岡 聡 (名古屋北支部)

愛知第 3166 号
〒486-0969
春日井市味美白山町一丁目 8 番地の 19
TEL 0568-34-0438
FAX 0568-34-0455

ほった みきお
堀田 幹雄 (一宮支部)

愛知第 3167 号
〒483-8251
江南市大間町新町 149 番地 1
MKタワービレッジII 203 号室
TEL 設置中
FAX 設置中
岐阜会から転入

事務所変更

北野 雅和 (名古屋東支部)
愛知第 2956 号
〒465-0008
名古屋市名東区猪子石原三丁目 502 番地
TEL 052-778-7503・FAX 052-778-7502

塚本 章雄 (豊田支部)
愛知第 1439 号
〒471-0811
豊田市御立町八丁目 69 番地 2
TEL 0565-80-4031・FAX 0565-80-4031

土地家屋調査士法人の入会

土地家屋調査士法人エコアース
(昭和支部) 18-0054 R7.1.14 入会
〒467-0006
名古屋市瑞穂区御苺町 3 丁目 22 番地
TEL 052-875-8116・FAX 設置なし
社員：愛知第 3150 号 宜野座 俊彦
福岡会から移転

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人あいた事務所
(名古屋東支部) 18-0019
社員の脱退：愛知第 2956 号 北野 雅和

土地家屋調査士法人ピース
(知多支部) 18-0021
代表社員から社員に変更：
愛知第 2468 号 藏座 卓也
社員から使用人調査士に変更：
愛知第 2760 号 福井 智之

退会者

植田 理志 (岡崎支部)
愛知第 2896 号/平成 27 年 9 月入会
奈良会へ転出



4月の会務予定

- 1日 財務、社会事業部会
- 2日 業務、研修、広報部会
- 4日 入会時研修
- 7日 広報委員会
- 8日 総務部会
- 9日 事前監査
- 14日 本監査
- 16日 理事会
- 23日 広報戦略 Zoom、広報戦略 PT 会議

◆ 令和7年度支部総会日程

支部名	開催日	会場
一宮	4月11日(金)	JR尾張一宮駅前 i-ビル7階 シビックホール
名古屋北	4月15日(火)	ホテル名古屋ガーデンパレス
名古屋東	4月17日(木)	ホテル名古屋ガーデンパレス
新城	4月18日(金)	新城観光ホテル
熱田	4月23日(水)	サイプレスガーデンホテル
名古屋西	4月25日(金)	ホテル名古屋ガーデンパレス
昭和		ホテルルブラ王山
岡崎		ホテルグランドティアラ南名古屋
豊田		名鉄トヨタホテル
東三		ホテルアソシア豊橋
知多	4月28日(月)	半田市福祉文化会館 雁宿ホール

◆ 「境界立会パンフレット」が完成しました！！

境界立会を隣地所有者様にお願いしたが断られてしまった。

「境界立会」の必要性を理解してもらえずに苦労した。

境界立会に応じる法的義務があるのか？などと言ってなかなか
応じてもらえない…、

なんて経験は土地家屋調査士なら誰でもあると思います。

広報部において少しでも業務改善、境界立会への理解を得られればとの思いで「境界立会パンフレット」を作成しました。測量の立入依頼や境界立会の依頼の際に、ぜひご活用ください。A3サイズの両面カラー印刷でご利用ください。

少しでも皆さんの日常業務のお役に立てられたら幸いです。



印刷はこちらから！

HP>会員の広場>ダウンロード>業務に関する書式様式集>境界立会パンフレット

☑ 業務に関するお知らせ（2月19日から3月17日まで）

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月日	標 題
2月19日	【稲沢市】固定資産評価額通知書の交付廃止について
2月25日	不動産登記規則及び法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
2月27日	登記手数料令等の一部を改正する政令の公布に係る周知について
3月14日	不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて
3月17日	棚卸の実施に伴う「用品販売」及び「戸籍謄本等職務上請求書交付」休止のお知らせ
3月17日	第40回写真コンクールの開催及び作品募集について



表紙写真 「チューリップ畑」 名古屋西支部 三浦祐紀 撮影場所：なばなの里
満開でした。

編集 後記

日の光に温かさを感じるようになってきました。先日測量のためあぜ道を歩いたら、土筆がたくさん出ていました。住宅街での測量でも、庭の草木に花が咲いているのをよく見かけるようになり、春の訪れを感じるこの頃です。日々の生活の中での季節感は薄らいでいきますが、季節の移り変わりを肌で感じられる我々の仕事は、ある意味贅沢なものかもしれません。花々が一年の巡りを教えてくれるとともに、体の衰えも時の流れを教えてください。（広報委員 西村頼人）

- 発行日 令和7年4月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>